

肉用子牛生産者補給金交付業務規程

平成2年2月20日制定（承認）

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務規程は、公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会定款（以下「定款」という。）に基づき、公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会（以下「協会」という。）が行う定款第4条第1項第1号の業務（以下「業務」という。）に関する基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

（業務運営の基本方針）

第2条 協会は、その行う業務の公共的重要性に鑑み、行政庁、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）及び関係団体との緊密な連絡の下に、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

（業務対象年間）

第3条 協会は、業務対象年間ごとに業務を行うものとする。

2 業務対象年間の1期間は、5年間とする。

3 協会は、業務対象年間において生産者補給金に充てるための資金が著しく減少したことにより業務を行うことが困難であると認められる場合その他やむを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）の承認を得て業務対象年間を短縮することができる。

第2章 肉用子牛事業資金

（資産の区分経理）

第4条 協会は、財産管理運用規程第4条の規定により、この業務に係る資産と他の事業に係る資産とを区分して経理するものとする。

2 この業務に係る財産は、財産管理運用規程第8条の規定により、これを肉用子牛生産者積立金、肉用子牛生産者積立準備金、肉用子牛生産者特別の積立金及び肉用子牛償還円滑化積立金に区分して経理するものとする。

3 肉用子牛生産者積立金、肉用子牛生産者積立準備金、肉用子牛生産者特別の積立金及び肉用子牛償還円滑化積立金は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の保証基準価格及び同条第 2 項の合理化目標価格が肉用子牛の品種別に定められている場合には、その品種別に区分して経理するものとする。

なお、肉用子牛生産者積立準備金のうち第 6 条第 2 項の負担金充当分及び肉用子牛生産者特別の積立金は、契約生産者別に区分して経理ができるものとする。

（肉用子牛生産者積立金）

第 5 条 肉用子牛生産者積立金は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 肉用子牛生産者積立金を積み立てるために肉用子牛の生産者が納付した負担金
- (2) 肉用子牛生産者積立金を積み立てるために法第 6 条第 2 項の規定に基づき機構から交付された生産者積立助成金
- (3) 肉用子牛生産者積立金を積み立てるために法第 6 条第 3 項の規定に基づき岩手県から交付された生産者積立助成金
- (4) 次条第 3 項の規定により肉用子牛生産者積立金に繰り入れた財産
- (5) 第 7 条第 2 項の規定により肉用子牛生産者積立金に繰り入れた財産
- (6) 財産管理運用規程第 14 条第 2 項の規定により肉用子牛生産者積立金に繰り入れた財産
- (7) 肉用子牛生産者積立金とすることを指定して寄付又は補助された財産（第 2 号及び第 3 号に掲げるものを除く。）
- (8) 前各号に掲げる財産から生じる果実

2 肉用子牛生産者積立金は、生産者補給金を交付する場合又は財産管理運用規程第 17 条第 2 項の規定による借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 第 12 条に規定する契約肉用子牛が、その要件を満たしていないことが判明し、次に掲げる返還を行う場合
 - ア 当該肉用子牛に係る前項の第 1 号及びその果実に相当する額の当該契約生産者への返還（当該契約生産者の故意または過失によってその要件を満たさないときは除く。）
 - イ 当該肉用子牛に係る前項の第 2 号及びその果実に相当する額の機構への返還
 - ウ 当該肉用子牛に係る前項の第 3 号及びその果実に相当する額の岩手県への返還
- (2) 業務対象年間の終了時において、生産者補給金の交付及び財産管理運用規程第 17 条第 2 項の規定による借入金の償還に充当して、なお肉用子牛生産者積立金に残額がある場合は、当該残額を肉用子牛生産者積立準備金へ繰り入れる場合

（肉用子牛生産者積立準備金）

第6条 肉用子牛生産者積立準備金は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 肉用子牛価格安定事業実施要領（昭和45年4月21日付45畜A第2175号農林事務次官依命通達。以下「旧要領」という。）第4の3の(4)の規定に基づく交付準備金（旧要領第5の3の(3)の規定に基づく高騰時積立金及びその果実を除く）から肉用子牛生産者積立準備金に繰り入れた財産
- (2) 前条第2項第2号の規定により、肉用子牛生産者積立金から肉用子牛生産者積立準備金に繰り入れた財産
- (3) 次条第2項の規定により肉用子牛生産者積立準備金に繰り入れた財産
- (4) 第8条の第2項ただし書きの規定により肉用子牛償還円滑化積立金から肉用子牛生産者積立準備金に繰り入れた財産
- (5) 前各号に掲げる財産から生じる果実

2 肉用子牛生産者積立準備金は、前項第1号の交付準備金から繰り入れた財産（以下「繰入準備金」という。）に4分の1を乗じて得た金額に同項第3号及び第4号により繰り入れた財産を加えた金額を生産者の負担金充当分として、繰入準備金に2分の1を乗じて得た金額を機構の生産者積立助成金充当分として、繰入準備金に4分の1を乗じて得た金額を岩手県の生産者積立助成金充当分としてそれぞれ区分して経理する。

また、前項第2号の肉用子牛生産者積立金から繰り入れた財産に肉用子牛生産者積立金を造成した生産者、機構及び岩手県のそれぞれの造成比率を乗じて得た金額を、生産者分については負担金充当分として、機構については機構の生産者積立助成金充当分として、岩手県分については岩手県の生産者積立助成金充当分としてそれぞれ区分して経理する。

3 前項の規定により区分経理した肉用子牛生産者積立準備金は、次の各号に掲げる場合を除き、これを処分してはならない。

- (1) 生産者の負担金充当分に係るものにあつては、理事会の決議を経て次のとおり処分する場合
 - ア 前条第1項第1号の肉用子牛の生産者が納付した負担金として肉用子牛生産者積立金に繰り入れる場合
 - イ 業務対象年間終了時における契約生産者に返還し、又は第8条で規定する肉用子牛償還円滑化積立金に繰り入れる場合
 - ウ 肉用子牛生産者特別の積立金から繰り入れた財産及びその果実について、業務対象年間終了時において、当該繰り入れた財産及びその果実の額から負担金として生産者積立金に繰り入れた額を差し引いた額の全部又は一部を契約生産者に返還する場合
 - エ 業務対象年間中において、肉用子牛生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、

その全部又は一部について契約生産者に返還する場合

オ イからエの規定により契約生産者に返還することとした場合であつて、契約生産者が所在不明であること等により返還できないときに、別に定める「肉用子牛生産者補給金制度における肉用子牛生産者積立準備金等の返還の取扱いに関する指針」に基づく手続を経て普通財産に繰り入れる場合

(2) 機構の生産者積立助成金充当分に係るものにあつては、次のとおり処分する場合

ア 独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認に基づき、前条第1項第2号の機構から交付された生産者積立助成金として肉用子牛生産者積立金に繰り入れる場合

イ 理事長の指示に基づき、業務対象年間終了時において機構に返還し、又は第8条で規定する肉用子牛償還円滑化積立金に繰り入れる場合

ウ 業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、理事長の指示に基づき、全部又は一部について返還する場合

(3) 岩手県の生産者積立助成金充当分に係るものにあつては、次のとおり処分する場合

ア 岩手県知事の承認に基づき、前条第1項第3号の岩手県から交付された生産者積立助成金として肉用子牛生産者積立金に繰り入れる場合

イ 岩手県知事の指示に基づき、業務対象年間終了時において岩手県に返還し、又は第8条で規定する肉用子牛償還円滑化積立金に繰り入れる場合

ウ 業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、岩手県知事の指示に基づき、全部又は一部について返還する場合

（肉用子牛生産者特別の積立金）

第7条 肉用子牛生産者特別の積立金は次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 肉用子牛の価格の異常な低落時に対処するために肉用子牛の生産者が納付した特別納付金

(2) 旧要領第5の3の(3)の規定に基づく高騰時積立金（その果実を含む。）から肉用子牛生産者特別の積立金に繰り入れた財産

(3) 肉用子牛生産者特別の積立金とすることを指定して寄付又は補助された財産

(4) 前各号に掲げる財産から生じる果実

2 肉用子牛生産者特別の積立金は、生産者補給金の交付において、肉用子牛生産者積立金に不足を生ずる場合に肉用子牛生産者積立金に繰り入れる場合、肉用子牛生産者積立準備金に繰り入れる場合及び肉用子牛償還円滑化積立金に繰り入れる場合又は財産管理運用規程第17条第2項の規定による借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、理事会の決議を経て、かつ、岩手県知事の承認に基づき、肉用子牛生産者補給金交付業務に係る普

通財産に繰り入れる場合その他の場合はこの限りではない。

（肉用子牛償還円滑化積立金）

第8条 肉用子牛償還円滑化積立金は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 肉用子牛償還円滑化積立金を積み立てるために機構から補助された財産
- (2) 肉用子牛償還円滑化積立金を積み立てるために岩手県から補助された財産
- (3) 肉用子牛償還円滑化積立金を積み立てるために肉用子牛生産者特別の積立金から繰り入れた財産
- (4) 肉用子牛償還円滑化積立金を積み立てるために肉用子牛生産者積立準備金から繰り入れた財産
- (5) 肉用子牛償還円滑化積立金の一部に充てることを指定して寄付又は補助された財産
(第1号及び第2号に掲げるものを除く。)
- (6) 前各号に掲げる財産から生じる果実

2 肉用子牛償還円滑化積立金は、機構、岩手県又は生産者のそれぞれ積み立てた財産ごとに区分して経理し、財産管理運用規程第17条第2項の規定による借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 前項第1号に定める財産及びその果実について機構理事長の承認を得た場合
- (2) 第6条第3項第1号のイの規定に基づき、負担金充当分から肉用子牛償還円滑化積立金に繰り入れた財産については、業務対象年間終了時において、財産管理運用規程第17条第2項の規定による借入金の償還に充当して、なお当該財産に残余があるときに、当該残額を、理事会の決議を経て、肉用子牛生産者積立準備金に繰り入れる場合。

第3章 生産者補給金交付契約の締結及びその方法

（契約締結の相手方）

第9条 協会の区域（岩手県の区域。以下同じ。）内で生産される肉用子牛の生産者（肉用子牛を譲り受けてその飼養を行う者を含み、法人にあっては、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号。以下「令」という。）第6条第1号及び第2号に定めるものに限る。）は、協会と、業務対象年間ごとに、生産者補給金交付契約（以下「契約」という。）を締結することができる。

2 協会は、前項に規定する生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約の締結を拒むことができる。

- (1) 第13条第2項の規定により契約を解除されてから2年を経過しない場合

- (2) 第 36 条の規定に基づく生産者補給金の返還を完了していない場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者である場合
- (4) 法及び法に基づく命令その他関係法令の規定に違反する行為を行った場合（当該行為により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない場合に限る。）

（契約の対象となる資格を有する肉用子牛）

第 10 条 契約の対象となる資格を有する肉用子牛は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 国内で分娩された肉用牛であること。
- (2) 満 12 月齢未満であること。
- (3) 乳用種の雌子牛にあつては、肥育仕向けとして哺育・育成されることが確実となるよう協会が別に定める方法により、肥育仕向きの措置等が講じられていること。
- (4) 譲受けに係る肉用子牛にあつては、譲り受けて飼養を開始する日における月齢が満 2 月齢未満であること。
- (5) 第 16 条の規定による個体登録を行うまで、協会の区域（岩手県の区域）内で飼養されていること。（協会の区域外に肉用子牛の飼養地を有する契約生産者が、第 16 条に規定する個体登録を行う前にその飼養する肉用子牛を協会の区域外の飼養地に移動させる場合にあっては、協会が第 14 条に規定する個体登録の申込み、第 15 条に規定する個体識別の措置及び第 22 条に規定する負担金の納付を確認するまで協会の区域内で飼養され、協会の区域外の飼養地への移動の届出が行われていること。）

（契約の申込み及び締結）

第 11 条 契約の申込みは、協会が別に定める生産者補給金交付契約申込書により協会に対し行うものとする。

- 2 協会は、第 9 条第 1 項に規定する肉用子牛の生産者から前項の規定による申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者との間で、協会が別に定める生産者補給金交付契約約款により契約を締結するものとする。
- 3 協会は、肉用子牛の生産者に対して、前項で定めた生産者補給金交付契約約款の内容について、これを記載した書面の交付、又はこれを記録した電磁的記録を提供するものとする。

(契約肉用子牛)

第 12 条 契約に基づき当該業務対象年間において生産者補給金の交付の対象となる肉用子牛は、第 16 条の規定に基づく個体登録が行われたもの（以下「契約肉用子牛」という。）とする。

(契約の解除)

第 13 条 協会は、契約を締結した法人が、令第 6 条第 1 号及び第 2 号に定めるものでなくなったときは、契約を解除するものとする。

2 協会は、契約を締結した肉用子牛の生産者（以下「契約生産者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 第 11 条の生産者補給金交付契約申込者、第 14 条の肉用子牛個体登録申込書、第 17 条第 1 項の販売確認申出書及び第 18 条第 1 項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 第 37 条第 1 項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- (3) 故意又は重大な過失により第 15 条第 1 項に規定する個体識別の措置を妨げたとき。
- (4) 第 9 条第 2 項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) その他故意又は重大な過失により契約に違反したとき。

第 4 章 肉用子牛の個体登録

(個体登録の申込み)

第 14 条 契約生産者は、当該契約生産者の肉用子牛を契約肉用子牛としようとするときは、当該肉用子牛が満 2 月齢に達する日までに、協会に対し協会が別に定める肉用子牛個体登録申込書により、個体登録を申し込むものとする。

なお、個体登録の申込みを行うことのできる肉用子牛は、繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記証明書等により、契約生産者の所有に属することが確認できるものに限ることとする。

(個体識別)

第 15 条 協会は、前条の規定による個体登録の申込みがあったときは、当該申込みに係る肉用子牛について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号以下「牛トレサ法」という。）第 3 条に基づく牛個体識別台帳に記録された事項（以下「個体識別情報」という。）を利用し、個体識別の措置を行うものとする。ただし、個体識別情報の利用による個体識別の措置が困難な場合には、協会は、協会が別に定める肉用子牛現地調査要領（以下「調査要領」という。）に基づき、生年月日の確認、個体確認等のための現地調査を行

うことにより、当該肉用子牛について個体識別の措置を行うものとする。

- 2 協会は、個体登録の申込みがあった肉用子牛が契約生産者の所有に属するものであることを、繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記証明書等により、確実に把握するものとする。

（個体登録）

第 16 条 協会は、前条の規定により個体識別の措置を行った肉用子牛について、当該肉用子牛が満 6 月齢に達する日までに、契約生産者から第 22 条の規定に基づく負担金の納付を確認の上、協会が別に定める個体登録台帳に登録する。

- 2 協会は、前項の規定により個体登録を行った場合は、協会が別に定める方法により契約生産者にその内容を記載した通知書を交付するものとする。

第 5 章 契約肉用子牛の販売又は保留の確認等

（販売の確認）

第 17 条 契約生産者は、契約肉用子牛を満 6 月齢に達した日以後満 12 月齢に達する日までの間に販売した場合は、販売の都度、遅滞なく、協会が別に定める販売確認申出書に協会が必要と認める販売を行ったことを証する書類を添えて、協会に申し出るものとする。

- 2 協会は、前項の規定により提出された書類に基づき、当該申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、販売の事実、販売時の月齢及び販売日を確認するものとする。

（保留の確認）

第 18 条 契約生産者は、契約肉用子牛を満 12 月齢に達した日以後も飼養すること（以下「保留」という。）とする場合は、協会が別に定める保留確認申出書により協会に申し出るものとする。

- 2 協会は、前項の規定による申出に係る肉用子牛が満 12 月齢に達したときは、速やかに調査要領に基づき現地調査の上、申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、契約生産者が飼養しており、満 12 月齢に達したこと及び満 12 月齢に達した日を確認するものとする。
- 3 協会は、契約肉用子牛の飼養場所を協会の区域を越えて移動した契約生産者から保留確認申出書の提出があった場合には、第 34 条の規定にかかわらず、移動先の都道府県の区域を区域とする都道府県肉用子牛価格安定基金協会（ただし、法第 6 条第 1 項の指定を受けたものに限る。）に委託して、保留の現地調査を行うことができる。
- 4 協会は、他の都道府県肉用子牛価格安定基金協会から、協会の区域内において飼養されている肉用子牛についての現地調査の委託を受けた場合は、第 2 項の現地調査に準じて当該委託に係る現地調査を行うものとする。

（死亡等の届出）

第 19 条 契約生産者は、契約肉用子牛について、死亡、盗難その他の事由（第 17 条第 1 項に規定する販売を除く。）により飼養しなくなった場合には、遅滞なく、協会が別に定める子牛異動報告書により協会に届け出るものとする。

第 6 章 生産者積立金の積立て及びこれに要する負担金の納付

（生産者積立金の積立て）

第 20 条 協会は、生産者積立金として積み立てる額の 4 分の 1 に相当する額以上の額については、契約生産者が納付する負担金及びその他の者（機構及び岩手県を除く。）が生産者積立金の一部に充てることを条件として交付する金銭をもって充てるものとする。

（肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額）

第 21 条 協会は、理事会の決議を経て、業務対象年間における肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額を定めるものとする。

2 肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額は、当該業務対象年間において生産者補給金の交付に要すると見込まれる金額から法第 6 条第 1 項の生産者補給交付金として交付されることが見込まれる金額並びに法第 6 条第 2 項及び第 3 項の生産者積立助成金その他の生産者積立金の一部に充てることを条件として交付されることが見込まれる金額を控除した金額を当該業務対象年間において見込まれる契約肉用子牛の頭数で除して求めた額を基準として定めるものとする。

3 協会は、肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額を定めたときは、遅滞なくこれを公告するものとする。

4 肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額は、法第 5 条第 1 項の保証基準価格及び同条第 2 項の合理化目標価格（以下「保証基準価格等」という。）が肉用子牛の品種別に定められる場合には、その品種別の区分ごとにそれぞれ定めるものとする。

（負担金の納付）

第 22 条 契約生産者は、個体登録の申込みを行った時は、遅滞なく、協会が別に定める方法により、肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額に個体登録の申込みを行った肉用子牛の頭数を乗じて得た額を負担金として協会に納付するものとする。

（負担金の相殺の禁止）

第 23 条 契約生産者は、協会に納付すべき負担金について、相殺をもって協会に対抗することは

できない。

（負担金の返戻）

第 24 条 負担金は、契約の解除が行われた場合その他いかなる場合であっても、これを返戻しないものとする。

（特別納付金）

第 25 条 協会は、第 22 条に規定する負担金のほか、肉用子牛の価格の異常な低落等に対処するため、契約生産者に肉用子牛生産者特別の積立金の積立てに要する特別納付金を納付させることができる。

2 特別納付金の額、納付期日その他の特別納付金に関する事項は、理事会の決議を経て定めるものとする。

3 第 21 条第 3 項及び第 4 項並びに第 23 条の規定は、特別納付金に準用する。

（肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額の承認）

第 26 条 協会は、肉用子牛 1 頭当たりの負担金の額を定め、又は改正しようとするときは、畜産局長の承認を受けるものとする。

第 7 章 生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付

（生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付）

第 27 条 協会は、機構から契約肉用子牛についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、第 17 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対し、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。

2 協会は、前項の生産者補給金については、契約生産者が契約の申込みのときにおいて指定した金融機関の口座に払い込む方法により交付するものとする。ただし、協会が、特に必要と認めるときは、協会の指定する場所において交付することができる。

（保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え）

第 28 条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、前条第 1 項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別に肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは「当該品種別の頭数」とする。

第 8 章 生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法

（生産者積立金から交付する生産者補給金の交付）

第 29 条 協会は、法第 5 条第 3 項の平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合には、契約生産者に対し生産者積立金から生産者補給金を交付するものとする。

（生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定）

第 30 条 協会が生産者積立金から交付する生産者補給金の金額は、令第 3 条で定める平均売買価格の算出の単位となる期間ごとに、合理化目標価格から平均売買価格を控除した金額に 100 分の 90 を乗じて得た金額に、契約肉用子牛であって当該平均売買価格の算出の単位となる期間内に、その契約肉用子牛の生産者が満 6 月齢に達した日以後に販売したこと又はその契約肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、満 12 月齢に達したことにつき、協会が第 17 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。

（生産者積立金から交付する生産者補給金の交付の方法）

第 31 条 協会は、前条の規定により算定した生産者補給金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、第 17 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対し、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。

2 第 27 条第 2 項の規定は、前項の生産者補給金について準用する。

（生産者補給金の削減）

第 32 条 協会は、生産者積立金が不足すると見込まれるときは、畜産局長に協議して、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額を削減することができる。

（保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え）

第 33 条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、第 29 条中「法第 5 条第 3 項の平均売買価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の法第 5 条第 3 項の平均売買価格」と、「合理化目標価格」とあるのは「当該品種別の合理化目標価格」と、第 30 条中「合理化目標価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の合理化目標価格」と、「平均売買価格を控除した」とあるのは「当該品種別の平均売買価格をそれぞれ控除した」と、「頭数に相当する数を乗じて得た金額」とあるのは「当該品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額」と、第 31 条第 1 項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは「当該品種別の頭数」

と、前条中「生産者積立金が」とあるのは「肉用子牛の品種別に、生産者積立金が」と、「生産者積立金から」とあるのは「当該不足が見込まれる品種の生産者積立金から」とする。

第9章 業務に係る事務の委託に関する事項

（業務に係る事務の委託）

第34条 協会は、必要に応じ、理事会の決議を経て、その業務に係る事務を、協会が指定する者（農業協同組合、農業協同組合連合会その他協会が岩手県知事の承認を受けた者に限る。）に、協会が別に定める事務委託契約書により委託することができる。

- (1) 契約に係る書類の受理及び送付
- (2) 負担金、特別納付金及び手数料の受領
- (3) 個体登録に係る書類の受理及び送付
- (4) 個体登録の申込みがあった肉用子牛に係る個体識別の措置
- (5) 契約肉用子牛の販売又は保留の確認の申出に係る書類の受理
- (6) 契約肉用子牛の保留に係る現地調査（第18条第4項の規定による現地調査を含む。）
- (7) 子牛異動報告書の受理
- (8) 第37条第1項の規定による契約生産者からの報告の徴収

第10章 雑則

（業務規程の変更）

第35条 この業務規程を変更しようとするときは、法第8条の規定に基づき、岩手県知事の承認を受けなければならない。

（生産者補給金の不交付又は返還）

第36条 協会は、契約生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約生産者に対し、生産者補給金の全部若しくは一部を交付せず、第9条第1項に定める契約の期間の満了後であっても、又は既に交付した生産者補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第11条の生産者補給金交付契約申込書、第14条の肉用子牛個体登録申込書、第17条第1項の販売確認申出書及び第18条第1項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 第22条の負担金の納付がなかったとき。
- (3) 次条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。

- (4) 契約を締結した法人が、令第6条第1号及び第2号に定めるものでなくなったとき。
- (5) 故意又は重大な過失により第15条第1項に規定する個体識別の措置を妨げたとき。
- (6) 第9条第2項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当したとき。
- (7) その他故意又は重大な過失により契約に違反したとき。

（報告の徴収等）

第37条 協会は、必要があると認められるときは、契約生産者に対し、肉用子牛の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

- 2 協会は、機構又は一般社団法人全国肉用牛振興基金協会から、その業務の実施について報告を求められた場合は、遅滞なく報告するものとする。

（手数料）

第38条 協会は、業務の運営の事務費に充てるため、実費相当額を限度として、契約生産者に手数料を納付させることができる。

- 2 手数料の額、納付期日その他の手数料に関する事項は、理事会の決議を経て定めるものとする。

（細則）

第39条 協会は、この業務規程に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めることができるものとする。

附則

- 1 この業務規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 契約生産者は、第6条第3項の規定に基づき生産者積立準備金のうち負担金充当分から当該契約生産者が納付した負担金として生産者積立金に繰り入れた財産があるときは、第22条の規定にかかわらず、当該繰り入れた財産の金額を限度として、同条の規定による負担金の納付を要しないものとする。この場合において第20条、第22条の規定の適用にあつては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した負担金の額とみなすものとする。
- 3 契約肉用子牛について、第17条第1項に規定する販売又は第18条第1項に規定する保留が当該契約肉用牛の個体登録の申込みの日の属する業務対象年間に行われることとならず、次期の業務対象年間に行われることとなる場合であっても、当該契約肉用子牛の契約生産者が引き続き次期の業務対象年間においても契約を締結するときには、当該契約肉用子牛を次期の業務

対象年間の契約に係る契約肉用子牛とみなすものとする。

- 4 契約生産者は、第6条第3項のただし書の規定に基づき肉用子牛生産者積立準備金のうち負担金充当分から肉用子牛償還円滑化積立金に繰り入れた財産があるときは、第25条の規定の適用にあつては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した特別納付金の額とみなす。
- 5 災害等の発生に伴う肉用子牛生産者補給金制度の運用について（平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長。以下「運用通知」という。）の改正により、特例として運用通知第2の3の（1）のア、ウ及びオに規定する要件を満たすことなく契約肉用子牛となることができるものとされた場合には、第10条第4号、第14条及び第16条の規定にかかわらず運用通知を準用することができる。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった平成5年8月20日から施行する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった平成7年3月24日から施行する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった平成7年3月29日から施行する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成8年7月1日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成8年10月1日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成 13 年 10 月 23 日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、独立行政法人農畜産業振興機構の設立に伴う名称変更に係る条項は平成 15 年 10 月 1 日、牛トレサ法に係る条項は平成 15 年 12 月 1 日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日以降に個体登録される肉用子牛から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成 23 年 5 月 31 日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会定款の施行の日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成 28 年 5 月 19 日から適

用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成 28 年 10 月 31 日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、平成 29 年 3 月 31 日までの間における個体登録申込み又は生産者負担金の納付が行われた肉用子牛については、従前のとおりとする。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附則

- 1 この業務規程の変更は、岩手県知事の承認のあった日から施行する。
- 2 この業務規程による変更前の業務規程に基づく運用については、なお従前の例によるものとする。